

環 技 審 第 1 1 号
平 成 3 0 年 8 月 8 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩 殿

宮城県環境影響評価技術審査会
会長 山 本 玲 子



鬼首地熱発電所設備更新計画に係る環境影響評価準備書について（答申）
平成30年5月24日付け環対第87号で諮問のありましたこのことについては、別紙の
とおりです。



鬼首地熱発電所設備更新計画 環境影響評価準備書に係る答申

1 全般的事項

- (1) 地熱は持続性や安定性で優れた地下資源であるものの、対象事業実施区域は栗駒国定公園（第一種特別地域）内に存在し、希少な動植物も生息する地域である。また、当該区域を含めた周辺地域には温泉等の観光資源が多いことから、事業の実施に当たっては、工事に係る水の濁り等の水質への影響や施設の稼働に伴う硫化水素の排出による大気への影響並びにその他の環境要素に関しても、準備書に記載された環境保全措置の確実な実施に加えて、環境影響のより一層の回避・低減に努めること。
- (2) 環境保全措置に係る環境監視を適切に実施するとともに、必要に応じて、追加的な環境保全措置を講じること。また、これらの経緯、結果等を関係機関に連絡し、希少な動植物の保護に配慮した適切な方法で公表すること。
- (3) 対象事業実施区域周辺の住民、地元自治体及び関係者に対して、環境影響に関する情報を積極的に提供するとともに、理解を得ながら事業を進めること。

2 個別的事項

(1) 騒音・振動

イ 対象事業実施区域周辺は、山間地域に位置し、住民が窓を開けて生活する環境と考えられるため、都市部の幹線道路を想定して定められている幹線交通を担う道路に近接する空間における基準値を当てはめることは、過小な評価と考えられる。このことから、評価手法について再度検討した上で、評価書を作成すること。

ロ 工事の実施に伴う騒音の予測結果については、環境基準は満たしているものの、現況値との差が大きく近隣住居への影響が大きいと考えられることから、適切な環境保全措置を実施し、環境影響のより一層の低減に努めること。

(2) 地形・地質

対象事業実施区域の一部は、土砂災害危険箇所（土石流の氾濫域）及び土砂災害警戒区域（土石流）に指定されていることから、事業の実施に当たっては、土石流による発電設備の破壊が周辺環境に与える影響を調査、予測及び評価した上で、必要に応じて被害防止または軽減の対策を検討すること。

(3) 植物

対象事業実施区域は、栗駒国定公園内にあることから、発電所敷地内の既造成地については、植生回復を促進する措置を積極的に実施すること。

なお、植生回復を促進する措置の実施に際しては、外部からの植物種苗の導入のない手法を用いて施工し、現地に自生しない植物種の移入や、自生する植物種における他地域からの個体の移入による遺伝的攪乱を防ぐ対策を実施すること。

(4) 景観

イ 対象事業実施区域周辺の景観資源については、事業による影響の有無を確認するため、定期的な写真撮影等の経過観察を実施すること。

ロ 発電所本館及び冷却塔の色彩については、できる限り彩度を落とした色や無彩色などの目立たない色を採用すること。

(5) 温室効果ガス

事業の実施に伴い排出する二酸化炭素については、建設、稼動、補充井、撤去などの項目ごとに算出根拠とともに内訳を明確にすること。